

(件名) 口永良部島・向江浜避難漁港に関する件について

(陳情の要旨)

現在、わたしたち被災漁師は、漁船を避難先の屋久島に回航し漁業を続けておりますが、慣れない漁場での操業で漁獲もままなりません。一刻も早く帰島し、口永良部島近海での漁の再開を願っております。このよう中で、10月21日、気象庁は警戒レベル5としながらも警戒区域を変更しました。しかし、向江浜の避難漁港は、依然として警戒区域に含まれたままであり、たとえ帰島が叶ったとしても、向江浜・避難港には漁船が入港・着岸できない状況にあります。

10月に開かれた屋久島町による住民説明会の席上で、「われわれ漁師は、台風の避難港がない状態です。従来通りに、台風接近時には、向江浜・避難漁港を使えるようにしてほしい。」と要望しました。屋久島町の担当課長は「本村港を整備して、台風時の避難港としても使えるようにします」と回答されました。しかし、本村港をいかに改修しても向江浜・避難漁港の静水性には及ばず、台風時に本村港を使うことはほぼ不可能な状態にあります。

現状のまま帰島できたとしても、向江浜・避難漁港が使えなければ、台風や荒天時には屋久島に回航しなければならず、正常な漁業を営めない状況にあります。

以上の趣旨に基づき、下記の事項を陳情します。

記

1. 台風接近時や荒天・強風で波が高い状態の折には、向江浜・避難港の使用を許可してください。
2. 向江浜・避難港には、沈船があり停泊に支障をきたす状態です。すみやかに撤去していただくよう要望します。

(件名) 口永良部島・本村港の海砂流入・堆積とその防止施設建設に関する件
について(3項)

(陳情の要旨)

現在、わたしたち被災漁師は、漁船を避難先の屋久島に回航し漁業を続けておりますが、慣れない漁場での操業で漁獲もままなりません。一刻も早く帰島し、口永良部島近海での漁の再開を願っております。しかし、たとえ帰島が叶ったとしても、本村港の物揚げ場付近の水深が浅くなり、漁船が入港・着岸が困難な状態にあります。

従来は、本村港の奥には海砂の流入は見られませんでした。しかし近年、フェリー接岸岸壁の延長工事が進むとともに、海砂が流入するようになり本村港奥にある漁船溜まりの水深が浅くなる現象が現れるようになりました。そのような中で、物揚げ場が新設され、浚渫が行われました。ところが、物揚げ場の完成直後から付近の水深が浅くなりはじめ、現在は漁船の接岸スペースが半分近くに狭まりました。また、船を引き上げるスロープは使い物にならなくなっております(図)。この状態は、5月の噴火以前にすでに顕著になっており、浚渫をお願いしていたところです(写真)。私たち漁師にとっては、たとえ帰島が叶っても、漁業への復帰を妨げる切実な問題となっております。

以上の趣旨に基づき、下記の事項を陳情します。

記

1. 物揚げ場付近の海砂を浚渫し、設計通りの水深を確保してください。
2. 物揚げ場近辺への海砂の流入を防ぐよう、砂防壁を新設してください。
3. 物揚げ場とフェリー着岸岸壁の間に設置されている、テトラポットを積み上げた隔壁がありますが、コンクリート隔壁に改築して、波の侵入を防止してください。

(件 名) 「大隅自然ミュージアム特区」と「有害鳥獣特区」の陳情について
(2項)

(陳情の要旨)

COP21では、地球の危惧を世界の学者官僚の方が話しあわれたようです。日本の植物も、同様に危惧されるものもあります。そこで、今の内なら大隅の森林植物群は残れそうです。よって、特区の創設を陳情いたします。

また、鳥獣被害も県下の状況は目を覆うばかりです。まず、最も過疎高齢化が進んでいる大隅地区から対策を始め、県全体に鳥獣対策を勧めるため、下記のことについて特区の創設を陳情いたします。

記

1, 「大隅自然ミュージアム特区」について

今、『下層植生の茂った森』がシカの害で消えようとしています。

その実態は、北海道(10年前, 33万頭生息)から九州(5年前, 27万頭生息)迄、日本の全地域で被害が顕著になり、植物群生育種をも危ぶまれ、昔から日本を覆っていた照葉樹林帯の森は、現在では大隅だけになりました。

このような、貴重な大隅の森の現状から、「大隅自然ミュージアム」を陳情するものです。

(最近、全国のシカ生息密度は7倍に増、分布は10年で1.5倍に拡大、増加率は20%)

2, 「有害鳥獣特区の特区」について

現在、大隅での狩猟者は過疎と高齢で75歳を越え(常連者)、捕獲後の搬出が困難、骨を埋めるところがない、販売力もなく、冷凍庫が満杯などで捕獲意欲がなくなり、鳥獣の驚異的増加と相乗して田舎道路や農地荒廃には目を覆うばかりであります。

この対策として、『猟をする人、加工をする人、販売をする人』など、本県の特性に合せ、一元化した仕組みに取り組むことが必要かと思われまます。

今こそ、有害鳥獣の「大隅特区(試験地)」にして、老狩猟師がいる間に、若者に猟の“いろは”を手とり足とり体感させ、猟をしたくなる行政こそ喫緊な課題であると思います。

(農林水産省調 有害鳥獣被害額は年約200億円 予算は年約100億円)

(件 名) 奄美の世界自然遺産登録を実現させるための専門家による環境調査の実施について (1 項)

(陳情の要旨)

奄美・琉球の世界自然遺産登録に向けては、奄美群島民・行政関係者が、ここ10年来自然保護の意識啓発活動や外来の動植物駆除など、あらゆる角度から懸命に努力を傾けているところです。しかし、遺産登録の前提となる「国立公園」化が土地買収の遅れなどもあって、予定通り進んでいない現状にあるようです。

さて、我が団体は昨年4月、伊藤知事あてに「奄美群島内の海浜の専門家による海砂激減調査」を要請しました。回答は、「人家等への被害、海岸保全の維持につとめている」というものでした。

一方、当団体は、昨年5月と12月に、「海の生物を守る会」の先生方を招聘して、奄美市住用町・市集落の採石崩落現場下のサンゴ礁調査、瀬戸内町・嘉徳集落の防潮堤のない自然林海岸において集落の墓地まで浜砂が激減している現況、奄美市笠利町・用安海岸の離岸堤の影響調査などを行ったところです。

また、12月18日の講演会では、講師の大学教授の方々が世界自然遺産登録には登録地域の「保護管理能力」が問われ、ユネスコは、登録に際して国際自然保護連盟 (IUCN) に審査を依頼する旨を話されました。

今、奄美群島内で行われている、沖縄辺野古埋め立て用の土砂採取、那覇空港第二滑走路用の岩石採取は、奄美の神々しい山の乱開発する採石事業であり、自然海浜の浜沖での海砂採取船による海砂採取は野放しともいえる現状です。

このような山・河川・海の一連の環境破壊の進行を黙認しての世界自然遺産登録は、人類の貴重な遺産の保全にはほど遠いと言わねばなりません。

つきましては、早急に奄美における下記の場所を専門家に依頼し、サンゴ礁の現状や海浜の浜砂激減等の調査を実施していただくよう陳情いたします。

記

- 1 市集落沖海のサンゴ礁死滅状態について専門家による科学的な実態調査を行うこと。
- 2 嘉徳海岸の浜砂大量流出について沖海底の専門家による科学的な実態調査を行うこと。
- 3 笠利用安の離岸堤・浜砂流出防止の効用について専門家による科学的な実態調査を行うこと。

(件 名) 「B S E 対策特別措置法」及び「死亡牛B S E 検査処理体制整備基本方針」に基づく関連施設整備と死亡牛適正処理について

(陳情の要旨)

本県は全国屈指の農業県であり、約4千億円の農業産出額を生み出しています。その概ね6割は畜産によるもので、「畜産王国」の名の所以です。本土・離島を問わず、恵まれた環境の中、自然循環型農業の確立と鹿児島黒牛や、かごしま黒豚などブランド化が確固たるものになっています。

そのような中、平成13年9月10日、千葉県において、日本で初めてとなるB S E (牛海綿状脳症)の発生があり、本病は人の健康被害との関連があることから、この発生は食肉業界を震撼させました。平成21年1月までに36例が摘発され、その後の発生はありませんし、懸念された人への健康被害も確認されておりません。

この背景には、国が直ちに行った食肉検査段階でのB S E 検査の実施および原因とされる牛肉骨粉が流通飼料に混入しないための飼料規制を行うとともに、平成14年7月4日施行の「B S E 対策特別措置法」に基づいた死亡牛のB S E 検査と肉骨粉化して焼却してきたことなどで他へのまん延が防がれ、現段階では我が国のステータスは「無視できるリスク国」となっています。国の強力な指導と県や関係する事業者の協力・連携の賜物だと思っています。

1 当組合は、B S E 対策の一環として県が「B S E 対策特別措置法」に基づき平成14年12月に策定した「死亡牛B S E 検査処理体制整備基本方針」に沿って、死亡牛の収集・運搬、肉骨粉化及びその焼却業務を県の指導の下従順に行っています。この「基本方針」は県内で発生した死亡牛は県内で処理するという、所謂「自県完結型」での体制であり、B S E に限らず、家畜伝染病のまん延防止にも功を奏する方針だと考えます。

しかし、一部の同業他社は、法的拘束力がないことを理由に、収益事業として県外へ搬出しています。このような状況は、家畜伝染病のまん延防止の観点からも問題です。県が言う「死亡牛処理の自県完結型」の断行なくして「疾病のまん延防止」や「食の安心・安全」は確保できません。策定した県の責任と強い指導力において、県の基本方針に基づき、死亡牛の適正処理体制の継続的な構築が不可欠だと考えます。

2 現在では、死亡牛のB S E 検査対象月齢が24か月齢以上から48か月齢以上の牛に引き上げられたものの、我が国のステータスを見ていくうえでは、本B S E 検査は死亡牛の適正処理と併せて続けなければならない業務です。しかし、国・県の補助金を受けて、平成16年度から新設稼働した死亡牛の化製処理施設は12年が経過し、経年劣化が著しい状態です。ついては、B S E 対策は国の責任において行うべきものであることから、国において関連施設の機能強化等が図れるよう、死亡牛適正処理の事業継続のための助成措置の早急な創設が不可欠と考えます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

- 1 鹿児島県が定めた「死亡牛BSE検査処理体制整備基本方針」に基づき死亡牛の適正処理を再構築すること。
- 2 「BSE対策特別措置法」に基づく死亡牛適正処理の事業継続のための関連施設機能強化等に関する助成措置を早急に創設するよう国に要請すること。